

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

	ページ
◇ 規則	
○ 北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則【総務局総務部法制課】	3
◇ 告示	
○ 収納事務の委託【子ども家庭局子ども家庭部幼稚園・こども園課】	4
○ 令和3年度の国民健康保険料の料率【保健福祉局健康医療部保険年金課】	14
○ 特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域の指定【環境局環境監視部環境監視課】	15
○ 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】	16
○ 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健福祉課】	17
◇ 公告	
○ 道路の指定【建築都市局指導部建築審査課】	18
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（2件）【教育委員会北九州市立高等学校】	19
◇ 訓令	
○ 北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令【総務局総務部法制課】	25
◇ 公営競技局	
○ 特定調達契約の相手方の決定（3件）【公営競技局ポートレース事業課】	26

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県食品取扱条例の廃止に伴い、販売の用に供する食品又は添加物の製造、加工、調理又は販売に従事する者に対して健康診断を命ずる権限を、保健所長に委任する権限から削ることにしました。

この規則は、令和3年6月1日から施行することにしました。

北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 5 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第 2 9 号

北九州市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

北九州市保健所長事務委任規則（平成 3 年北九州市規則第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 4 項第 4 号中「第 5 4 条」を「第 5 9 条」に、「必要な処置」を「命令」に改め、同項第 5 号中「第 5 6 条」を「第 6 1 条」に、「整備改善命令」を「命令」に改め、第 2 9 項を削り、第 3 0 項を第 2 9 項とする。

付 則

この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

北九州市告示第 2 1 7 号

子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）附則第 6 条第 5 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市保育料の収納事務を次のとおり委託した。

令和 3 年 5 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

受託者	施設等の所在地	施設等の名称	委託期間
日笠智子	北九州市門司区上馬寄一丁目 5 番 2 号	花かご保育園	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
大沼顕隆	北九州市門司区大字大積 8 3 7 番地	ルンビニー保育園	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
吉田久美子	北九州市門司区恒見町 2 3 番 1 号	恒見保育園	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
佐保光子	北九州市門司区大里戸ノ上三丁目 9 番 2 6 号	萩ヶ丘保育園	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
上瀧美絵	北九州市門司区下二十町 1 番 2 8 号	大川保育園	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
藤富真英	北九州市門司区白野江三丁目 2 1 番 1 4 号	白野江保育園	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
白石弘子	北九州市門司区不老町二丁目 2 番 2 5 号	門司保育所（みどり園）	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
嶋田崇秀	北九州市門司区大里東四丁目 1 1 番 1 1 号	広済寺保育園	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
高岡宏信	北九州市門司区別院 6 番 4 8 号	鎮西保育園	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
西 敏昭	北九州市門司区大里本町一丁目 6 番 1 3 号	西光保育園	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
濱田美千代	北九州市門司区清滝一丁目 8 番 5 号	みなと保育所	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
平野宏美	北九州市門司区南	すみれ保育所	令和 3 年 4 月 1

	本町 3 番 2 号		日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
林田裕子	北九州市門司区清 滝五丁目 3 番 5 号	清滝保育園	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
林田裕子	北九州市門司区東 本町二丁目 4 番 7 号	古城保育園	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
永江晴美	北九州市門司区藤 松二丁目 2 番 3 6 号	藤松保育園	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
吉岡優子	北九州市門司区清 見三丁目 1 番 2 4 号	新栄はやとも保育 園	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
村岡佳代子	北九州市小倉北区 新高田一丁目 1 0 番 3 号	おぐまの保育園	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
野田由美	北九州市小倉北区 馬借一丁目 7 番 1 号	小倉北ふれあい保 育所（乳児部）	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
酒井義秀	北九州市小倉北区 馬借一丁目 7 番 1 号	小倉北ふれあい保 育所（夜間部）	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
岡村信久	北九州市小倉北区 長浜町 2 番 2 7 号	長浜保育園	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
山岡聖名子	北九州市小倉北区 下到津三丁目 7 番 3 6 号	到津乳児保育園	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
仁保圭子	北九州市小倉北区 上富野三丁目 3 番 2 8 号	あおば乳児保育園	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
山下藹子	北九州市小倉北区 金田一丁目 1 番 1 0 号	金田保育園	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
玉中好美	北九州市小倉北区 緑ヶ丘一丁目 8 番 1 4 号	光沢寺保育園	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
鷹取和教	北九州市小倉北区 三郎丸二丁目 9 番 3 号	三郎丸保育園	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
室田尚子	北九州市小倉北区	貴船保育園	令和 3 年 4 月 1

	貴船町9番5号		日から令和4年 3月31日まで
林田猛利	北九州市小倉北区 明和町3番8号	キンダーポート保 育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
酒井光義	北九州市小倉北区 神岳二丁目10番 31号	神岳保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
飯盛絹枝	北九州市小倉北区 三萩野一丁目12 番24号	片野保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
日野信子	北九州市小倉北区 砂津二丁目11番 41号	西教寺保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
迎田美由記	北九州市小倉北区 井堀二丁目7番1 号	井堀保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
千手万紀子	北九州市小倉北区 高坊一丁目7番3 号	高坊保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
黒田玲子	北九州市小倉北区 三萩野二丁目8番 18号	れんげ心の花保育 園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
梶原嘉人	北九州市小倉北区 足原一丁目7番1 号	足原だきしめ保育 園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
竹内浩二	北九州市小倉北区 中井二丁目4番3 3号	光沢寺第二保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
八谷みゆき	北九州市小倉北区 弁天町10番1号	清水保育所	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
森 陽子	北九州市小倉北区 金鶏町5番33号	到津保育所	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
沖川美司子	北九州市小倉北区 上富野三丁目18 番7号	上富野保育所	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
山形まり子	北九州市小倉北区 明和町5番9号	三萩野保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
中野雅子	北九州市小倉北区	南丘保育園	令和3年4月1

	南丘二丁目15番1号		日から令和4年3月31日まで
毛利多美恵	北九州市小倉北区泉台一丁目11番24号	篠崎保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
吉川文子	北九州市小倉北区西港町30番6号	北九州ソレイユ保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
深堀和枝	北九州市小倉北区堅町二丁目2番16号	新栄たてまち保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
本田恵美子	北九州市小倉北区山門町5番1号	さわやかあだちのもり保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
澁谷邦子	北九州市小倉南区北方二丁目16番10号	北方保育所	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
下原佳貴	北九州市小倉南区横代北町一丁目5番20号	あさひ保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
楠之木佳枝	北九州市小倉南区長行東三丁目13番17号	双葉保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
宇津郁子	北九州市小倉南区上吉田三丁目18番1号	白鳩保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
藤上良裕	北九州市小倉南区企救丘四丁目13番1号	きくが丘保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
城戸明子	北九州市小倉南区徳力団地1番1号	広徳保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
町田義典	北九州市小倉南区津田新町一丁目4番26号	曾根保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
村上 恵	北九州市小倉南区八幡町11番7号	みのり保育園	令和3年4月1日から令和3年3月31日まで
村上祐子	北九州市小倉南区城野四丁目5番21号	専城乳児保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
北野哲也	北九州市小倉南区	あけぼの保育園	令和3年4月1

	沼緑町二丁目1番 39号		日から令和4年 3月31日まで
有野俊文	北九州市小倉南区 大字山本346番 地の3	おぶね保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
日野正照	北九州市小倉南区 中曽根一丁目7番 2号	ひかり保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
橘原淳信	北九州市小倉南区 北方二丁目20番 17号	光法保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
山崎啓子	北九州市小倉南区 隠蓑5番10号	こじか保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
伊賀良昌宏	北九州市小倉南区 富士見一丁目5番 38号	花園保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
平井栄二	北九州市小倉南区 朽網東一丁目9番 38号	朽網保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
森山直哉	北九州市小倉南区 横代南町四丁目3 番1号	高倉保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
深川教真	北九州市小倉南区 大字新道寺149 番地の1	竜光保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
古野紀子	北九州市小倉南区 湯川五丁目10番 33号	聖母園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
樋上敬子	北九州市小倉南区 上葛原一丁目12 番25号	日豊保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
田中敏也	北九州市小倉南区 中曽根東四丁目1 9番8号	大浜保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
藤井康介	北九州市小倉南区 中吉田一丁目18 番7号	三ッ葉保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
河野智子	北九州市小倉南区 志徳二丁目1番8 号	ゆたか保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
名越美由紀	北九州市小倉南区	城野保育園	令和3年4月1

	重住一丁目8番20号		日から令和4年3月31日まで
中村亜希	北九州市小倉南区若園二丁目4番15号	若園保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
中村久美子	北九州市小倉南区北方三丁目16番24号	北方なかよし保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
水野圭子	北九州市小倉南区葛原本町一丁目13番8号	葛原保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
佐藤 茂	北九州市小倉南区曾根北町4番33号	曾根ソレイユ保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
石橋郁子	北九州市若松区古前一丁目28番17号	古前保育所	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
有田美加	北九州市若松区今光一丁目19番25号	石峰保育所	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
伊高繁男	北九州市若松区東二島二丁目16番6号	日吉保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
松山真道	北九州市若松区大字安屋2437番地	松美保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
植山敏泰	北九州市若松区高須南五丁目2番30号	高須保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
松尾副充	北九州市若松区畠田三丁目1番50号	鴨生田保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
小野宏一	北九州市若松区大字大鳥居17番地の1	大鳥居保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
朝井由紀子	北九州市若松区二島三丁目3番59号	二島保育所	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
山本めぐみ	北九州市若松区深町一丁目13番19号	深町どんぐりのもり保育所	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
池内文恵	北九州市若松区西	あおぞら保育園	令和3年4月1

	園町12番6号		日から令和4年 3月31日まで
永松貴美恵	北九州市若松区大 字乙丸1651番 地の14	花乃路保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
橘原義晃	北九州市若松区塩 屋三丁目21番1 号	ひびきの保育園	令和3年4月1 日から令和3年 6月30日まで
河渕洋美	北九州市八幡東区 祇園一丁目5番1 号	八幡東さくら保育 所	令和2年4月1 日から令和3年 3月31日まで
石井 縁	北九州市八幡東区 中尾三丁目5番1 1号	高槻保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
山根正夫	北九州市八幡東区 槻田一丁目4番5 0号	ふたば保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
金子裕美子	北九州市八幡東区 大蔵三丁目2番1 8号	杉の実保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
岡部晶子	北九州市八幡東区 天神町3番2号	小百合保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
金原ひとみ	北九州市八幡東区 山王二丁目18番 8号	つばさ保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
重國 香	北九州市八幡東区 祝町一丁目13番 3号	大蔵保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
村尾美代子	北九州市八幡西区 陣原三丁目23番 9号	陣原保育所	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
西村達也	北九州市八幡西区 三ヶ森四丁目4番 1号	旭ヶ丘保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
西町凌子	北九州市八幡西区 本城東三丁目2番 35号	マリア保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
田中信一郎	北九州市八幡西区 幸神四丁目4番1 2号	幸神保育園	令和3年4月1 日から令和4年 3月31日まで
夜部辰巳	北九州市八幡西区	さかえ保育園	令和3年4月1

	中須二丁目3番17号		日から令和4年3月31日まで
川之上正	北九州市八幡西区山寺町1番18号	熊西保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
金原秀樹	北九州市八幡西区塔野一丁目2番7号	塔野保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
後根泰定	北九州市八幡西区藤田一丁目5番28号	藤田保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
江田正俊	北九州市八幡西区陣山三丁目9番28号	光保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
園田千奈美	北九州市八幡西区町上津役西四丁目9番50号	済美保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
花田喜久代	北九州市八幡西区則松六丁目7番21号	則松保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
橘原智司	北九州市八幡西区千代ヶ崎二丁目12番24号	本城西保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
上原 剛	北九州市八幡西区浅川二丁目17番37号	浅川保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
江上由美	北九州市八幡西区本城東一丁目10番21号	若竹保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
阿部大吾	北九州市八幡西区池田二丁目3番26号	池田保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
鷺峰邦則	北九州市八幡西区大字野面1283番地	杉の子保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
光本直美	北九州市八幡西区木屋瀬三丁目5番53号	木屋瀬保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
山本文雄	北九州市八幡西区香月西二丁目4番35号	聖愛保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
堤 美幸	北九州市八幡西区	鳴水保育園	令和3年4月1

	東鳴水二丁目12番34号		日から令和4年3月31日まで
山部進子	北九州市八幡西区青山一丁目7番50号	萩原保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
瀬戸口晃子	北九州市八幡西区光明二丁目5番27号	折尾丸山保育所	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
姫野裕子	北九州市八幡西区真名子一丁目11番20号	楠橋保育所	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
古場宏子	北九州市八幡西区紅梅一丁目4番1号	あじさい保育所	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
松原真三枝	北九州市八幡西区八枝三丁目8番1号	永犬丸保育所	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
坂田里美	北九州市八幡西区茶屋の原四丁目20番15号	うさぎ保育所	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
石川清隆	北九州市八幡西区則松二丁目9番1号	東筑保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
仁井純子	北九州市八幡西区町上津役東一丁目7番21号	新栄ひまわり保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
山本玲子	北九州市八幡西区別所町13番22号	引野乳児保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
加来香澄	北九州市八幡西区大字本城3383番地1	さくらんぼ保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
小林幾世	北九州市八幡西区鳴水町5番22号	あゆみの森共同保育園	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
内田リツ子	北九州市戸畑区千防一丁目1番15号	千防保育所	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
谷口恭二	北九州市戸畑区東大谷一丁目13番10号	戸畑保育所（わかば園）	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
平田敬子	北九州市戸畑区中	ナオミ愛児園	令和3年4月1

	本町 1 2 番 3 4 号		日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
坂本 環	北九州市戸畑区仙 水町 1 番 2 号	沢見あやめのもり 保育所	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
豊沢いずみ	北九州市戸畑区中 原西二丁目 6 番 1 3 号	中原保育園	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
布住好江	北九州市戸畑区境 川二丁目 1 4 番 9 号	さかい川保育園	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
吉川ひろ子	北九州市戸畑区牧 山一丁目 1 番 4 号	牧山保育園	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
管谷貴美子	北九州市戸畑区三 六町 1 0 番 6 号	さんろくこどもえ ん	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
荒尾市子	北九州市戸畑区新 川町 3 番 5 号	はつねほいくえん	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで
室之園郁代	北九州市戸畑区菅 原一丁目 5 番 7 号	天籟寺保育所	令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 2 1 8 号

北九州市国民健康保険条例（昭和 4 2 年北九州市条例第 5 3 号）第 1 4 条第 1 項第 1 号、第 1 4 条の 1 0 第 1 項第 1 号及び第 1 4 条の 1 5 第 1 項第 1 号に規定する国民健康保険料の令和 3 年度における料率を決定したので、同条例第 1 4 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 5 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

- | | | |
|---|--------------------|------------------|
| 1 | 基礎賦課額の所得割料率 | 1 0 0 分の 7 . 7 8 |
| 2 | 後期高齢者支援金等賦課額の所得割料率 | 1 0 0 分の 3 . 0 3 |
| 3 | 介護納付金賦課額の所得割料率 | 1 0 0 分の 3 . 2 2 |

北九州市告示第 2 1 9 号

土壤汚染対策法（平成 1 4 年法律第 5 3 号）第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、次の土地を特定有害物質によって汚染されている形質変更時要届出区域に指定することについて、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり告示する。また、この告示により指定する形質変更時要届出区域に係る同法第 1 5 条第 1 項に規定する台帳は、北九州市環境局環境監視部環境監視課及び北九州市立文書館に備え付ける。

令和 3 年 5 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定する形質変更時要届出区域

北九州市若松区向洋町 3 8 番 1 の一部、3 8 番 2、3 8 番 3、3 8 番 5、3 8 番 8 及び 3 8 番 9 の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物

4 土壤汚染対策法施行規則（平成 1 4 年環境省令第 2 9 号）第 5 8 条第 5 項第 1 0 号から第 1 3 号までの該当性

土壤汚染対策法施行規則第 5 8 条第 5 項第 1 2 号（埋立地管理区域）に該当

北九州市告示第 220 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 69 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 5 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の所在地の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
たいよう薬局	旧	北九州市八幡西区西曲里町 8 番 10 号	令和 3 年 5 月 1 日
	新	北九州市八幡西区鷹の巣二丁目 5 番 5 号 1 階	

北九州市告示第 2 2 1 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 4 条第 2 項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 6 9 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 3 年 5 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
アクア薬局	北九州市小倉南区葛原本町一丁目 1 番 1 1 号ビッグファミリー葛原 II	令和 3 年 6 月 1 日

2 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーション よりそい	北九州市八幡西区相生町 6 番 1 9 号	令和 3 年 6 月 1 日

北九州市公告第 375 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により道路を指定したので、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 10 条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 3 年 5 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類

建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号の道路

2 指定年月日及び指定番号

令和 3 年 5 月 31 日 第 755101 号

3 道路の位置、延長及び幅員

位置	延長 (m)	幅員 (m)
北九州市小倉南区高野二丁目 1 207 番 2、1207 番 3、1 207 番 4、1207 番 6、1 218 番 3 及び 1218 番 7	51.71	4.07～4.15

北九州市公告第 376 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 5 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

令和 3 年度北九州市立高等学校実習室整備業務 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和 3 年 7 月 20 日から同年 8 月 31 日まで

(4) 履行場所 市長が指示する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和 3 年 6 月 21 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
- ア 場所 北九州市戸畑区浅生一丁目10番1号
北九州市立高等学校
- イ 日時 この公告の日から令和3年7月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時
- ア 場所 北九州市戸畑区浅生一丁目10番1号
北九州市立高等学校 セミナーハウス
- イ 日時 令和3年6月28日午後3時
- (4) 競争参加の申出書の提出
- ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和3年6月21日の午後5時までに競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。
- イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年6月21日午後5時までに必着のこと。
- (5) 入札及び開札の場所及び日時
- ア 場所 第3号アの場所と同じ
- イ 日時 令和3年7月15日午後3時
- ウ 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年7月14日午後5時までに必着のこと。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市立高等学校

〒804-0062 北九州市戸畑区浅生一丁目10番1号

電話 093-881-5440

6 Summary

- (1) Product and Quantity

Remodeling of the training room used for commerce in Kitakyushu City High School, 1set

- (2) Deadline of Tender (by hand)

3:00p.m July15, 2021

- (3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m July14, 2021

- (4) For further information, please contact : Kitakyushu City High School

北九州市公告第 377 号

一般競争入札により、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 4 条に規定する特定調達契約を締結するので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年北九州市規則第 78 号）第 5 条第 1 項の規定により読み替えて適用する北九州市契約規則（昭和 39 年北九州市規則第 25 号。以下「契約規則」という。）第 4 条第 1 項の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 5 月 31 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 調達内容

(1) 特定役務の名称及び数量

令和 3 年度北九州市立高等学校コンピュータ借入れ及び保守 一式

(2) 履行の内容等 仕様書で定めるとおり

(3) 履行期間 令和 3 年 9 月 1 日から令和 8 年 8 月 31 日まで

(4) 履行場所 市長が指示する場所

(5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の各号のいずれにも該当する者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

(3) 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

3 競争入札参加資格審査の申請

この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者で有資格業者名簿に記載されていないものは、北九州市技術監理局契約部契約制度課（電話 093-582-2545）に本入札に参加を希望する旨を告げた上で、令和 3 年 6 月 21 日まで（日曜日及び土曜日を除く。）に競争入札参加資格審査申請を行わなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び日時
- ア 場所 北九州市戸畑区浅生一丁目10番1号
北九州市立高等学校
- イ 日時 この公告の日から令和3年7月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 前号アの場所において無償で交付する。
- (3) 入札説明会の場所及び日時
- ア 場所 北九州市戸畑区浅生一丁目10番1号
北九州市立高等学校 セミナーハウス
- イ 日時 令和3年6月28日午後2時
- (4) 競争参加の申出書の提出
- ア 持参による場合 この公告に係る一般競争入札に参加を希望する者は、令和3年6月21日の午後5時までに競争参加の申出書を第1号アの場所に提出しなければならない。
- イ 郵送による場合 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年6月21日午後5時までに必着のこと。
- (5) 入札及び開札の場所及び日時
- ア 場所 第3号アの場所と同じ
- イ 日時 令和3年7月15日午後2時
- ウ 郵送による場合の入札書の受領期限 第1号アの場所に書留郵便により、令和3年7月14日午後5時までに必着のこと。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
- ア 言語 日本語
- イ 通貨 日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ア 入札保証金 入札価格の100分の5以上。ただし、契約規則第5条第7項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- イ 契約保証金 契約金額の100分の5以上。ただし、契約規則第25条第7項第1号又は第3号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 入札の無効
- 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア この公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者がした入札
- ウ 契約規則第12条各号のいずれかに該当する入札

- (4) 落札者の決定方法 契約規則第13条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約書作成に要する費用は、全て落札者の負担とする。
- (7) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

北九州市立高等学校

〒804-0062 北九州市戸畑区浅生一丁目10番1号

電話 093-881-5440

6 Summary

- (1) Product and Quantity

Renting and maintaining computers for Kitakyushu City High School, 1set

- (2) Deadline of Tender (by hand)

2:00p.m July15, 2021

- (3) Deadline of Tender (by mail)

5:00p.m July14, 2021

- (4) For further information, please contact : Kitakyushu City High School

北九州市訓令第 8 号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 3 年 5 月 3 1 日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市副市長以下専決規程（昭和 4 3 年北九州市訓令第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 8 の表の局長の項第 3 2 号中「第 5 5 条第 1 項及び第 5 6 条」を「第 6 0 条第 1 項及び第 6 1 条」に改め、「営業の許可の」を削り、「営業の禁止及び営業の」を「禁止及び」に改め、同項第 3 3 号中「第 5 9 条第 1 項及び第 2 項の規定による死体」を「第 6 4 条第 1 項及び第 2 項」に改め、同表の保健所担当部長の項第 1 号を削り、同項第 2 号中「第 5 5 条第 1 項及び第 5 6 条」を「第 6 0 条第 1 項及び第 6 1 条」に改め、「営業の」を削り、同号を同項第 1 号とし、同項第 3 号中「第 6 1 条第 2 項」を「第 6 7 条第 2 項」に改め、「食品衛生推進員の」を削り、同号を同項第 2 号とし、同項中第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 5 2 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同表の東部生活衛生課長及び西部生活衛生課長の項第 1 号を削り、同項第 2 号中「第 5 2 条第 1 項の規定による営業許可」を「第 5 5 条第 1 項の許可」に改め、同号を同項第 1 号とし、同項中第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

付 則

この訓令は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

北九州市公営競技局公告第10号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年5月31日

北九州市公営競技局長 上野孝司

- 1 特定役務の名称及び数量
トーターシステム保守業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本トーター株式会社
東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 契約金額
月額878万4,050円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市公営競技局公告第11号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年5月31日

北九州市公営競技局長 上野孝司

- 1 特定役務の名称及び数量
ボートレースチケットショップ北九州メディアドーム運營業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本トーター株式会社
東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 契約金額
月額1,023万3,300円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため

北九州市公営競技局公告第12号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第4条に規定する特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、北九州市公営競技局物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成30年北九州市公営競技局管理規程第11号）第2条において準用する北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和3年5月31日

北九州市公営競技局長 上野孝司

- 1 特定役務の名称及び数量
若松モーターボート競走場外向発売所運營業務 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市公営競技局ボートレース事業課
北九州市若松区赤岩町13番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
令和3年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び住所
日本トーター株式会社
東京都港区港南二丁目16番1号
- 5 契約金額
月額1,117万4,240円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政令第11条第1項第2号に該当するため